

# 牧之原市学校再開プラン

---

令和2年5月12日

牧之原市教育委員会

### 〈学校再開の基本方針〉

牧之原市では、令和2年5月1日に文部科学省より発出された「新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言」の、「臨時休業を行っている学校においても、基本的な感染症対策を徹底した上で、3つの密を避けるように工夫して学校教育活動を再開し、学校において児童生徒が学ぶことができる環境を作っていくことにより、全ての児童生徒が教育を受けることができるようにしていくことが必要である」という考え方に基づいて「牧之原市学校再開プラン」を定め、学校を段階的に再開していきます。

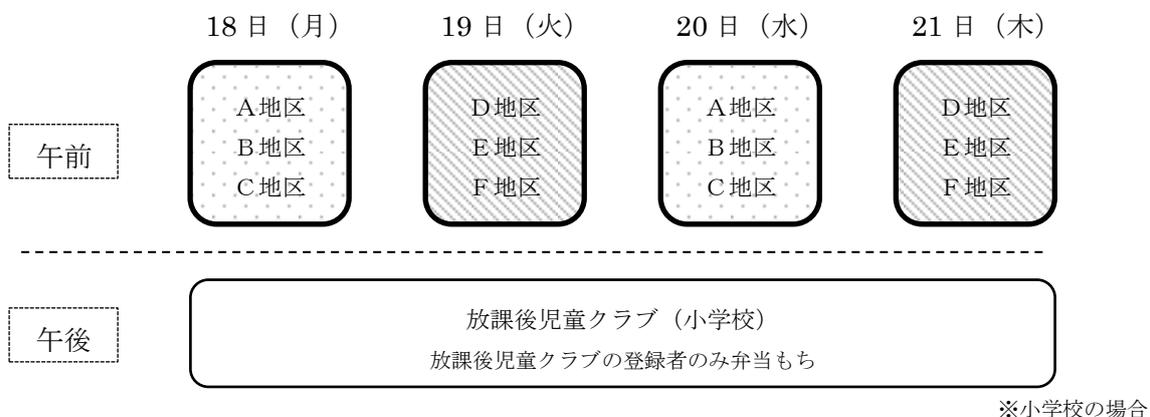
また、各学校では「牧之原市学校再開プラン」をもとに、各学校の実情に応じた学校再開に向けての計画を作成します。

#### 1 段階的な学校再開

5月18日(月)～21日(木)

学級を2つのグループに分けて、1日おきに登校します。授業日として数えます。

小学校は集団による登下校や兄弟関係等に配慮し、全児童を地区ごとに2つのグループに分けて登校する日を設定します。中学校は、生徒の発達の段階に合わせたグループ設定を行います。



学習の指導も行いますが、長期間の休業の中で抱えたストレスによる心のケアや人間関係づくり、信頼関係づくりを中心とした生活リズムづくりに力を入れます。また、次週からの学校生活に先がけて感染対策の指導を行います。

放課後児童クラブの登録者のみ弁当持ちとし、11時30分から放課後児童クラブに引き継ぎます。

分散登校で登校しない日は「出席停止」として取り扱い、欠席日数とならないように対応します。放課後児童クラブ登録者は午前7時30分から放課後児童クラブで受け入れることが可能です(保護者による送迎が必要)。放課後児童クラブに登録していない児童は、家庭で過ごすことを原則としますが、両親の勤務の関係等により一人で家庭で過ご

すことが困難な児童に限り、緊急措置として7時30分から11時30分までの間、放課後児童クラブにて受け入れることも可能です（有料）。保護者による送迎を行うことと子ども子育て課に事前申請を行うことが条件となります。

分散登校により登校しない児童・生徒は、午前中は自宅学習をして過ごすこととなります。午後についても、不要不急の外出は控えることとします。

家庭での検温を毎日行うこととし、発熱が確認された場合やかぜ症状が見られる場合には登校させることはできません。また、解熱後も発症するケースも確認されていることから、解熱後3日間程度は自宅で様子を見ることとします。この場合にも「出席停止」として取り扱います。＝出席停止の取扱い①

家族に発熱やかぜ症状が見られる場合や、新型コロナウイルスの感染防止対策として、御家庭として登校させないことを判断した場合にも「出席停止」として取り扱います。＝出席停止の取扱い②

教育活動中に児童・生徒が体調不良の状態になった場合には、原則として帰宅させることとします。

この4日間は、中学校における部活動は実施しません。

#### 5月22日（金）～26日（火）

グループ分けを行わず、感染拡大防止に配慮して教育活動を行います。

弁当は「なし」とし、午前中のみで下校します。午後の生活においては不要不急の外出は控えることとします。

放課後児童クラブの登録者のみ弁当持ちとし、11:30から放課後児童クラブに引き継ぎます。この期間からは放課後児童クラブに通常登録していない児童の受入れは行うことができません。

上記の出席停止の取扱い①および②は引き続き適用します。

教育活動中に児童・生徒が体調不良の状態になった場合には、原則として帰宅させることとします。

この5日間においても、中学校における部活動は実施しません。

#### 5月27日（水）～5月31日（日）

グループ分けを行わず、感染拡大防止に配慮して教育活動を行います。

通常の日課で授業を行います。配膳作業時の感染リスクも心配されるため昼食は各家庭で弁当を準備していただくこととします。

上記の出席停止の取扱い①および②は引き続き適用します。

教育活動中に児童・生徒が体調不良の状態になった場合には、原則として帰宅させることとします。

中学校における部活動は、感染拡大防止に配慮し、活動の強度も十分に留意した上で実施することが可能です。ただし、校内における活動にとどめることとします。

6月1日（月）～

感染拡大防止に配慮して、通常の日課で教育活動を行います。

給食の提供を開始します。

上記の出席停止の取扱い①および②は引き続き適用します。

中学校における部活動は、感染拡大防止に配慮し、活動の強度も十分に留意した上で実施することを可能とします。

《 段階的な再開のスケジュール 》

日	月	火	水	木	金	土
	5/18 分散登校 A	5/19 分散登校 B	5/20 分散登校 A	5/21 分散登校 B	5/22 午前中登校	5/23
5/24	5/25 午前中登校	5/26 午前中登校	5/27 通常日課 弁当 校内部活動可	5/28 通常日課 弁当	5/29 通常日課 弁当	5/30
5/31	6/1 通常日課 給食開始 通常部活動可	6/2 通常日課	6/3 通常日課	6/4 通常日課	6/5 通常日課	6/6

※感染者が出た場合、国・県における感染者の状況、近隣市町における感染者の状況、感染経路の把握状況、感染者の家族構成や濃厚接触者の数等から総合的に判断して対応を個別に決定します。学校の休校が必要かどうかの判断の際には学校医に相談します。

## 2 児童・生徒の学習に関する対応

### ア 夏季休業期間を活用した授業確保

短期間で多くの内容を教えることが、児童・生徒に過重な負担を与えることがないようするために夏季休業を短縮し、授業日を設定します。

なお、給食は食中毒に十分留意した上で期間を延長して提供できるよう準備を進めます。

### イ 学習支援サポーターの配置時間の延長

通常の授業の中で行う児童・生徒に対する学習支援を充実させるために、毎日5時間で行っている学習支援サポーターが第6時まで対応できるようにします。

これにより、授業の中でわからないことがある場合や、確認したい点がある場合にすぐに対応することが可能となります。

### ウ 放課後学習支援の拡充

現在行っている放課後学習支援の対応を拡充します。

これによって、授業の中で疑問をかかえたままになっている部分について、早い段階で対応することが可能となります。

### エ 土曜自習室の実施

「牧之原市相良総合センター（い〜ら）」（旧相良）と「牧之原市榛原文化センター」（旧榛原）を会場に月に1回ずつ土曜自習室を実施します。講義形式ではなく、各自の進めたい学習のサポートをしたり、質問に答えたりする活動を中心とし、個々の学びを深めることを支援します。

## 3 心のケアについて

### ア 段階的な学校再開

グループ別の分散登校、半日登校、昼食持参の登校、通常登校と細かな段階を設定して徐々に学校生活に入れるように配慮するとともに、分散登校等の少人数期間を生かして児童・生徒の様子を把握しながら個別対応を行います。

### イ 学校再開ホットラインの創設

学校再開にむけての学習相談や、学校生活や家庭生活における不安解消に向けて相談に対応します。 フルール ☎0548-23-0093 平日 9:00~17:00

#### 4 その他

##### ア 基本的な生活の中での感染症対策に取り組みます

- ・家庭と連携した毎朝の検温及びかぜ症状の確認（同居の家族にも体調確認の協力を依頼） ※関連 上記1「段階的な学校再開」
- ・登校時、給食の前後、外から教室に入る時、トイレの後等のこまめな手洗いの徹底
- ・多くの児童・生徒が触れる場所、共用教材の消毒
- ・児童・生徒および教職員のマスク着用
- ・2方向の窓の開放による換気
- ・児童・生徒の席の間隔の確保
- ・校門、昇降口での密集の回避

##### イ 感染リスクの高い活動に配慮して教育活動を計画します

（配慮を要する活動）

- ・音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導
- ・身体接触を伴う活動
- ・家庭科における調理実習
- ・体育科での密集する運動、近距離で組み合ったり接触したりする場面の多い運動
- ・密集して長時間行うグループ活動

##### ウ 給食の再開に伴い、以下の点に配慮します

- ・手洗いの徹底
- ・同一方向を向いての食事

##### エ 周辺の状況を考慮しつつ、適切な形で学校行事を計画します

- ・予定されていた各種行事（運動会・体育大会・学習発表会・修学旅行等）については、長期にわたる休校による大幅な授業時間の減少により、例年通りの実施は非常に難しくなっておりますが、内容や時期、取組方法等を見直すことで、一部を除き可能な形で実施していくことを予定しております。